

登載依頼

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第6号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成17年3月11日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
 委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
 平成17年3月16日(水)
 午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
 熊本市東町4-11-1
 熊本県健康センター 3階会議室
- 3 議題
 平成17年2月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局(熊本県健康福祉部健康危機管理課)
 (電話 096-383-1111 内線 7080)

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成17年3月11日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
 教育職員免許状に関する規則(昭和30年熊本県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
 第2条の表左欄中「教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)」の次に「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第31号)」を加え、右欄中「免許法施行規則」の次に「16年改正省令」を加える。
 第8条中「免許法第6条別表第3」を「免許法別表第3」に改め、第1項第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の一号を加える。
 (3) 免許法別表第6の2におけるてい減(栄養教員)
 一種免許状の場合

在職年数	管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
3	32	2	6	40
4	27	2	6	35
5	23	2	5	30
6	18	2	5	25
7	14	2	4	20
8	10	1	4	15
9	6	1	3	10

第13条(見出しを含む。)中「免許法第5条別表第1」を「免許法別表第1」に改め、「第2」の次に「、第2の2」を加え、「第10項」を「第8項」に改める。
 第14条中「免許法第5条別表第1」を「免許法別表第1」に改める。
 第15条を次のように改める。
 第15条 免許法施行規則第64条第1項の表及び16年改正省令附則第2条の規定により盲学校及び聾学校の特殊教科教諭の普通免許状の授与を願う者は、授与願及び履歴書のほか、受けようとする免許状とそれぞれの所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを添えて提出しなければならない。
 (1) 卒業又は在学に関する証明書若しくはこれに代わるもの
 (2) 免許状の写
 (3) 単位修得証明書

(4) 実務成績証明書
 第17条(見出しを含む。)中「免許法第6条別表第3」を「免許法別表第3」に改め、「第6」の次に「、第6の2」を加える。
 第18条中「免許法第6条別表第4」を「免許法別表第4」に改める。
 第24条(見出しを含む。)中「第7項又は第11項」を「第5項、第9項又は第18項」に改める。
 第39条を削る。
 別記第3号様式を次のように改める。

県収入証紙
てん付欄

別記第3号様式

教育職員免許状^{授与}交付^願

年 月 日

熊本県教育委員会 様

本 籍 地 (都道府県のみ)						
現 住 所	〒	電話				
現在勤務校		電話				
フリガナ 氏 名		印				

私は、下記の教育職員免許状を^{授与}交付^願していただきたいので、別紙関係書類を添えて申請します。
 なお、私は、教育職員免許法第5条第1項各号に該当する者でないことを誓約します。

記

免 許 状 の 種 類	教 科 名	免 許 状 種 類				教 科
学校教諭	免許状					
学校教諭	免許状					
学校教諭	免許状					
学校教諭	免許状					
教諭	免許状					
教諭	免許状					

注 1 申請人の氏名を自署する場合は、押印は不要です。

- 2 授与 交付 は一方を=で消してください。
- 3 太線枠内は記入しないでください。

(備考)

- ・ 手数料は、免許状一通につき(中学校及び高等学校の免許状の場合は教科ごとに)、大学新卒者等に対する免許状の授与の場合は3,300円、臨時免許状の授与の場合は3,400円、上級免許状への上進及び経歴等(施行法第2条)による授与の場合は5,000円、旧免許状切替(施行法第1条)による交付の場合は1,100円です。
- ・ 納入方法は、県収入証紙を最寄りの証紙売りさばき人より購入し願書の証紙でん付欄にてん付してください。

別記第15号様式を削る。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第2号

教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 17 年 3 月 11 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法の一部を改正する告示
教育職員免許状に関する規則第9条に定める単位修得方法（平成12年2月4日教育委員
会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1項第8号を第9号とし、第7号の次に次の一号を加える。

(8) 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合

① 栄養に係る教育に関する科目については、免許法施行規則第10条の3に規定する
事項のいずれかを含む科目について修得するものとする。

② 管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目については、同表
に定める教育内容のいずれかを含む科目について修得するものとする。この場合、
幅広い教育内容について修得するように努めるものとする。

第1項第9号の表備考第1号中「第1欄、」を削る。

第2項第2号の次に次の一号を加える。

(3) 栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合

第1欄	最 低 修 得 単 位 数											第5欄	
	第2欄			第3欄			第4欄				第5欄		
教職に 関する 科目	教職の意義等に関 する科目			教育の基礎理論に関す る科目			教育課程に関する 科目				生徒指導及び 教育相談に関 する科目		
上記項 の各科 目に含 めるこ とが必 要な事 項	教職 の意 義及 び教 員の 役割	教員 の職 務内 容 (研 修、 服 務 及 び 身 分 保 障 等 を 含 む。)	進路 選 択 に 資 する 各 種 の 機 会 の 提 供 等	教育 の理 念並 びに 教育 に関 する 歴史 及び 思想	幼児、 児童 及び 生徒 の心 身の 発達 及び 学習 の過 程を 含む。)	教育 に関 する 社会 的、 制度 的又 は経 営的 事項	教育 課程 の意 義及 び編 成の 方法	道徳 及び 特別 活動 に関 する 内容	教育 の方 法及 び技 術 (情 報機 器及 び教 材の 活用 を 含む。)	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	教育 相 談 (カ ウ ン セ リ ン グ に 関 する 基 礎 的 な 知 識 を 含 む。) の 理 論 及 び 方 法	総合演習	(計)
3				1			1						(2)
4				1			2						(3)
5				2			2						(4)
6				2			2				1		(5)

備考 修得することを必要とする単位数のうち、教職に関する専門教育科目の最低修得
単位数（計）欄の数を超える単位数については、第2欄、第3欄、第4欄及び第5欄
に掲げる科目から選択して修得するものとする。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

有明地域保健医療推進協議会公告第1号

平成16年度有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成17年3月11日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成17年3月30日（水）午後2時15分から午後4時まで
- 2 開催場所
玉名市岩崎730 白鷺荘別館
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会報告
(2) 第4次有明地域保健医療計画について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員